

熊本県市町村合併推進審議会の傍聴に当たっての留意事項

平成17年8月24日決定

1 傍聴の手続

- (1) 審議会の会議の傍聴を希望する方は、開催予定時間までに、傍聴希望者名簿に、氏名及び住所を記入し、事務局の指示に従って会場に入室してください。ただし、報道関係者については、氏名及び住所の記入は要しないものとします。
- (2) 傍聴席は、報道記者席及び一般傍聴席とし、一般傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第受付を終了します。

2 傍聴に当たって守っていただく事項

傍聴される方は、傍聴に当たって、次の事項を守ってください。

- (1) 会議の開催中は、静かに傍聴することとし、拍手その他賛成又は反対の意思等を表明するような行為はしないでください。
- (2) 会場内では、飲食、喫煙はできません。
- (3) 会場内では、写真撮影、録画、録音等はありません。ただし、報道機関による撮影等で会長が特に認めた場合は、この限りではありません。
- (4) その他会議開催中の秩序を乱し、又は議事を妨げるような行為をすることはできません。

3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴される方は、事務局係員の指示に従ってください。なお、御不明な点がございましたら、係員にお尋ねください。
- (2) 傍聴される方が、傍聴に当たって守っていただく事項又は係員の指示に従われない場合は、会長が退場を命じることがあります。
- (3) 会議の開催中に、会場の秩序が維持できなくなった場合又は緊急に公開になじまない事項を議題とする必要が生じた場合は、会議を途中で非公開とすることがあります。